

有限会社観光ホテル山村屋行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 8 月 1 日 ~ 令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中及び育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 6 年 8 月 ~ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 7 年 2 月 ~ 目標達成に向けて相談体制の整備
- 令和 7 年 8 月 ~ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布
- 令和 8 年 4 月 ~ 従業員へ周知の実施
- 令和 9 年 4 月 ~ 定期的な周知の実施

目標 2：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 8 年 4 月 ~ 従業員のニーズの把握
- 令和 8 年 8 月 ~ 目標達成に向けて業務体制の検討
- 令和 9 年 1 月 ~ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布
- 令和 10 年 4 月 ~ 従業員へ周知の実施
- 令和 11 年 4 月 ~ 定期的な周知の実施